

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和4年度第3回 ※通算第8回)

令和4年11月21日(月)
書 面 開 催

[議 題]

- ・ 運用開始に向けた課題等について

[資 料 一 覧]

- 資料1 第7回検討会への意見・回答 (事務局)
- 資料2 運用開始に向けた準備状況について (事務局)
- 資料3 運用開始に向けた課題等について (事務局)
- 資料4 今後のスケジュール(想定) (事務局)

番号	区分	資料	頁	意見	回答
MPN推進協議会・運営機構関係					
1	金融 機関	資料 1	項番4	口座振替データ伝送サービスを開始する場合は、あらかじめ通知をお願いします。 弊行では「口座振替データ伝送サービス用情報」をALL半角スペース以外の条件に変更するために、システム開発が必要です。 そのため、サービス開始の直前で通知をいただいた場合、対応できないケースがありますので、余裕を持って通知をお願いします。	【MPN運営機構】 承知しました。 今後、口座振替データ伝送サービスを開始することになった場合には、その直前ではなく、余裕を持って通知いたします（1年以上前を目途）。
「eLマーク」について					
2	金融 機関	資料 1	項番8	「原則 eLマークが記載される」との回答であるが、原則外となる事例（eLマークが記載されないケース）について、ご教示いただきたい。 「番号9」にある回答内容「共通納税システムに対応しない納付書には、eLマークは記載されない」とを踏まえると、やはり地方税統一QRコードの印字がある納付書には必ずeLマークが付くのではないかという理解をしておりますため、この点明確化したい。	【地方税共同機構】 eLマークは共通納税に対応した納付書を納税者が識別できるような標準として作成し、納付書への記載を原則必須として地方団体に提示していただきますが、納付書への印刷は各地方団体において対応するため、原則外となる具体的な事例を当機構では把握していません。 なお、地方団体において印刷機器等の諸事情からeLマーク印字を断念するような場合には、QRコードの印字があってもeLマークは付いていない納付書が例外的に存在し得ます。

番号	区分	資料	頁	意見	回答
証券の取扱について					
3	金融機関	資料 1	項番 11	<p>日本銀行が歳入代理店に示す歳入代理店手続に以下の規定があります。</p> <p>1. (2) イ. (ロ) a. (c)</p> <p>「(ただし、小切手の合計金額が300万円未満の場合に限り、歳入金等と地方税とを同時に受入れることができるため、この場合は、歳入金等の領収金額を超えても問題ない。)」</p> <p>これは、歳入金と地方税が1枚の証券で同時に納付されることを想定した記載です。</p> <p>弊行の場合、お客さまの利便性を考え、QR収納から従来の収納代理契約に基づく収納に変更しようとしても、収納代理契約がなく収納をお断りせざるを得ないケースが出てくると考えます。</p> <p>再度のお願いとなりますが、現在可能な取扱いが、制度開始後、利用できなくなることについて、日本銀行への情報提供、納税者への周知をお願いします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>日本銀行へ前回及び今回の意見・回答を情報提供します。</p> <p>個別の事情については、個別に関係機関や利用者への情報提供等をご検討願います。</p>
地方税統一QRコードのテストケースについて					
4	地方団体	資料 1	項番 16、18	<p>金融機関窓口およびスマホ決済アプリの一気に通貫テストは予定しておらず、地方税共同機構が提供する試験データによるテストを実施することに対応するとの回答ですが、提供予定の試験データについて、可能な限り早期にご提示いただき、地方団体側が想定するテストケースなどを反映できるように調整いただいております。</p> <p>現在、次期OSSに係る総合連動試験を控えておりますが、事前に地方団体側から要望したテストケースがまったく考慮されず、用意されたテストデータは1ケースのみで期待するテストを実施できない状態です。</p> <p>地方税統一QRコードは全国一斉に導入され、全国民が利用し影響も大きいため、地方団体側が想定するテストケースについて考慮いただき、適切な試験が実施できるようご配慮いただいております。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>試験データに個々の地方団体が想定するテストケースを反映することは予定していませんが、金融機関窓口及びスマホ決済アプリでの納付について十分な試験を行えるように複数のシナリオを想定したテストデータを提供する予定です。また、個々の地方団体においてテストデータを編集して追加的なシナリオでのテストを実施いただけるように、各データ項目にどのような値がセットされるかなどの情報も含めて提供する予定です。</p>

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
5	金融機関	その他	—	①eLTAXのシステム移行時に万が一トラブルが発生し4/3のサービス開始が困難となった場合、②本番運用開始以降にトラブルが発生した場合のコンチプランをご教示いただきたい。 いずれも金融機関の事務・システム運用に影響を及ぼすものであり、個別行としてのコンチプランを検討するうえでも必要な要素となるため、早期に情報開示いただきたい趣旨で確認させていただきます。	【地方税共同機構】 金融機関窓口の納付はMPNの一括伝送方式により対応することから、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の定めるコンテンツエンジンプランに基づき対応します。 なお、同プランにおいては、収納機関（共通納税の場合は地方税共同機構）責任領域での障害の場合、金融機関は対応不要とされています。 そのため、金融機関窓口納付においては、eLTAX（その先の地方団体基幹システムを含む。）障害等があった場合でも、通常通り窓口受付やデータ伝送等をしていただくことが可能であり、特別な対応を求めるとは想定していません。
6	金融機関	その他	—	今後、QR対応可能な金融機関（「一括伝送方式」追加・変更募集への承諾を行った金融機関）が明らかとなるが、これの公表・周知方法はどのような状況となるか。 また、一般利用者向けの地方団体等からの制度周知の全体像や、納付書への記載において、利用可能金融機関はどのようななかたちで案内される想定か等、周知・広報の検討状況についてご教示いただきたい。	【事務局】 地方税統一QRコードに対応可能な金融機関については、eLTAXのホームページに掲載予定です。 周知・広報については、以下の対応を予定しています。 ・地方税共同機構が、広報資材（利用者向けのリーフレットや広報用動画等）を作成 ・地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納税者・利用者等に対し周知・広報 ・総務省からも、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を依頼 【地方税共同機構】 QR対応可能な金融機関は、eLTAXのホームページ中「共通納税対応金融機関」ページ (https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/) を通じて周知する予定であり、当該ページ中の利用チャネルに「窓口（QR）」の表示を追加する予定です。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
7	金融機関	その他	—	<p><活用検討会第6回資料1「第5回への意見・回答」項番4 再掲> ○収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるとされている。</p> <p>統一QRコードの読取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これら金融機関は事務センターで初めて読取エラーに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みの領収書に印紙を貼付できず、印紙の貼付漏れ（脱税）となる。印紙税納付に不備があれば、当該分の追加納付のみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとって相当な影響が発生する。</p> <p>このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同庁の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。</p>	<p>【事務局】 ご意見を踏まえ国税庁に文書回答制度による確認を行い、その回答が、以下の国税庁ホームページに掲載されています。</p> <p>令和4年11月10日回答<「地方税統一QRコード付納付書」の領収証書に係る印紙税の取扱い> https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shozei/221110/index.htm</p>
8	金融機関	その他	—	<p>9月30日にMPN接続試験についてLTAおよびMPNのホームページに公表されているが、このうちLTAから送付されている「令和5年4月開始向け一括伝送方式によるMPN接続試験の募集」について確認したい。金融機関が作成する意見データについて、補足事項が別紙にまとめられているが、このうち「案件特定キー」について、その先頭番号を金融機関コード（半角数字4桁）とすることが規定されている。実際の納付書では、案件特定キーは各地方団体が当該地方団体内でユニークになるよう考慮したうえで自由に採番するものと理解しており、より本番に近いかたちでテストを行う上では不要な制約とも思える。当方としても、バリエーションをもって試験を行いたいと思っているところ、この制約は必要不可欠なものなのか。また、不可欠ということであれば、その理由について確認したい。</p>	<p>【地方税共同機構】 金融機関において案件特定キーを自由に採番してテストデータを作成できるようにしていますが、複数の金融機関間で案件特定キーが重複しないようにするために先頭4桁を金融機関コードにすることとしました。本条件でのテストデータの作成をお願いします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
9	金融機関	その他	—	支払い期限経過後の納付書の取扱い方法に関して、納税者に周知いただけたらいいが、その後の検討状況はいいかがか。	<p>【事務局】</p> <p>「支払期限」の経過が確認された場合には、従前どおり、納税者から地方団体に対して連絡のうえ、地方団体において税事務所での納付案内や納付書の再発行など、対応が必要なものと考えられます。</p> <p>また、「支払期限」経過後であっても、地方税統一QRコードに格納された「支払期限」経過後の納付書が持ち込まれた場合は、金融機関窓口であれば本税の納付自体は可能です。</p>
10	金融機関	その他	—	QRあり納付書が納税者に送達された後、延滞等で納付する金額が変更となった場合においても、券面の金額訂正を指示することがないよう、自治体に周知をお願いしたい。金額訂正されたQRあり納付書が持ち込まれた場合、券面情報とQR格納情報に乖離が生じ、事務手続きが極めて煩雑になると考える。	<p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコード付き納付書は、税額等が予め確定されたものの納付に活用するものなので、納税者において券面の金額訂正が行われることは想定しておりません。</p>
11	金融機関	その他	—	10月21日に地方税共同機構より金融機関に開示されたQRコードの定義書に関して、税目・料番号の300番台を「固有番号」として一部自治体が活用するとの記載がある。自治体ごとに300番台の定義が異なると、金融機関が店頭やATM等で読み取ったQR内の情報を表示する場合、顧客に対して表示すべき情報が一意に特定できず、券面情報とのズレが生じ、結果として店頭等で混乱を来す虞があると懸念している。300番台利用に至った経緯は分からないが、利用される一部自治体においては、このような制約がある点を考慮したうえで利用是非を検討いただきたい。	<p>【地方税共同機構】</p> <p>MPN運営機構の定める仕様書においても税目料番号の300番台以降は地方団体が任意に使用できる領域とされており、現在300番台を利用している地方団体からの利用要望を踏まえ、300番台を固有番号として定義しました。</p> <p>なお、300番台を利用する地方団体は、東京都と宮城県となる予定です。</p>
12	金融機関	その他	—	地方税統一QRコードを印字した納付書の読取テストに関しては、原則指定金融機関にて行うこととされていますが、これは23年4月以降も同様ということでしょうか？地方税統一QRコード対応の税目を追加する場合など来年度以降もQRコードの読取テストを行うべきシナリオは発生すると思われるが、地方自治体・金融機関間で運用に混乱が生じないように、運用方針を示してほしい	<p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコードを対応する税目を追加するなどにより、新たなレイアウトの納付書を発行する際には、読取りテストを行っていただくことが望ましいと考えられています。相手先としては、原則、指定金融機関をはじめ本年度に読取りテストを実施する金融機関を想定しています。</p>

運用開始に向けた準備状況について

地方税統一QRコードの運用開始に向けた準備状況

- 令和5年4月からの地方税統一QRコードを用いた運用開始に向けて、現時点における地方団体・金融機関の準備状況は以下のとおり。 ※地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査に基づく集計データ

(1) 地方団体の準備状況

- R5.4時点で対応見込みの団体は、47都道府県＋1,731市区町村(99.4%)。基本4税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割)については、いずれも基本的に対応予定。また、不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税等の他税目についても、多数の団体において対応予定。
- R5.4時点で未対応見込みの団体は、小規模団体を中心とした10団体(うち、2団体は令和5年度中に対応予定。残り8団体も、税務システム標準化の取組等に併せて、令和6～7年度中に対応予定)。

(2) 金融機関の準備状況

- R5.4時点で対応見込みの金融機関は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行等(106機関)、信用金庫(254機関)、労働金庫(13機関)等374(※)機関。 ※ゆうちょ銀行などR5.5から対応予定の金融機関も含む。
- R5.4時点で未対応見込みの金融機関は、信用組合、JA・JF系統金融機関など(うち、信用組合は令和6年度から対応予定。また、JA系統金融機関は令和8年度までに、JF系統金融機関は令和8年度以降にそれぞれ対応予定)。

(3) 地方税共同機構の準備状況

- 地方税共同機構では、R5.4に向けたシステム開発に取組中。
 - ☑ 地方団体向けシステム：コミュニケーションツール機能(R4.11.1～)、納付書情報登録機能(R5.3～)、等
 - ☑ 一般利用者向けシステム：地方税お支払サイト(HP機能(R5.3～))、支払機能(R5.4～)、PCdeskクレカ納付対応(R5.4～)、等
 - ☑ 関係機関との連動試験：地方団体との連動試験(R4.11～)、金融機関との連動試験(R4.11～)
 - ☑ 一般利用者向け広報：広報動画、リーフレット等(R5.3～)

運用開始に向けた課題等について

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて(1)

- 自動車税種別割・軽自動車税種別割(以下、「種別割」)の納付書は、都道府県・市区町村がそれぞれに4連綴りの仕様で作成し、その一番右片は、種別割の納税証明書として、車検の際に活用されている(通称「車検用納税証明書」)。

※ 自動車税・軽自動車税ともJNKs(自動車税等納付確認システム)・軽JNKsの仕組みがあるため、基本的には車検時の納税証明書の提出は不要。

しかし、種別割の納付からJNKs等に反映されるまでに数日を要するため、車検期日直前に種別割が未納である者は、金融機関窓口等において種別割を納付し、その場で即時交付される「車検用納税証明書」を今でも車検に活用している実態がある。

(例：・納期限(5月末)直前に納付し、6月頭に車検を通す場合)
・納期限後10月1日に納付し、10月2日に車検を通す場合)

- 車検用納税証明書は、金融機関等が領収印を押印することで効力を有する取扱いとなっているが、どのような場合に押印するかは、各団体と指定金融機関等との間で取り決められている。

特に、延滞金が発生する場合には、その確認事務や徴収事務を当該指定金融機関等に負わせているかどうかも含め、現状様々な取扱いがなされているところ。

- 一方、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととしており(令和3年6月QR規格検討会取りまとめ)、令和5年4月以降、金融機関窓口では、原則、本税のみが収納されることとなる。

- そのため、地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書について、金融機関窓口納付に係る押印のルールや、納付のタイミングに応じた証明書の効力など、取扱いを整理する必要がある。

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて(2)

○ 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書については、以下の取扱いを基本とする。

○ 地方団体は、車検用納税証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る「取扱期限」を明記する。
(具体的な「取扱期限」は、各地方団体で設定。なお、地方団体の判断により、設定しないことも妨げない。)

例①

この証明書は、 右の領収年月日が 令和N年N月N日 までのもの に限り 使用 でき ます。	領収日付印
---	-------

例②

備考 次の場合は使用できません。 1 ……のもの 2 右の領収年月日が、令和 N年N月N日 を過ぎたもの	領収日付印
--	-------

➤ 「取扱期限」については、納税者及び運輸支局等において確認がしやすいよう、領収日付印欄の近くに印字するとともに、フォントの強調やサイズの拡大、下線を施す等、工夫することが望ましい。

(既に同様の取組を行っている地方団体の例(次ページ)も適宜参照)

○ 金融機関は、納期限の前後にかかわらず、当該納付書に記載されている額を収納のうえ、車検用納税証明書に領収日付印を押印する。

※ なお、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはないこととされている。(令和3年6月「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」)

○ 運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体が定める取扱期限の範囲内であるかを納税確認の際に参考とする。

➤ 車検用納税証明書に、領収日付印に係る「取扱期限」の記載がない場合は、領収日付印が押印されていれば、納税確認の際に参考とする。

※ 上記は、車検用納税証明書が提示される場合の取扱いであり、運輸支局等においては、原則、JNKs又は軽JNKsにより納税確認を行うものである。

車検用納税証明書の具体例

お支払いの際は、こちらを切り離さずにご提出ください。

自動車税種別納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

登録番号	号
車台番号	号

上記の自動車に対する自動車税種別割について、収納機関の領収日付印のあるものは、滞納がないことを証明します。

本証明書の有効期限
令和5年5月31日

公印部分

領収日付印

◎「*」印が印字されているものは、証明書として使用できません。

◎この証明書は、右の領収日付印が令和4年6月30日までのものに限り使用できます。

納税者保管

この票は、7月1日以降領収日付印を押さないでください。

自動車税種別納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

次の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

公印部分

自動車登録番号	
車台番号	号

証明書有効期限
令和5年5月30日

この証明書は、自動車検査証と一緒に保管し継続検査又は構造等変更検査のときに使用してください。印他県ナンバーに変更後の継続検査又は構造等変更検査のときもこの証明が必要ですが、ただし、次の1又は2に該当するものは、使用できません。(裏面をよくお読みください。)

- 1 領収日付印のないもの
- 2 自動車登録番号欄等に**印があるもの

※納期限	令和4年5月31日
領収年月日	令和4年6月30日

この証明書は、右の領収年月日が令和4年6月30日までのものに限り使用できます。

この票は、領収日付印を押して納税者へ渡してください。

電子納付に係る納税者等への周知・広報について(1)

- 令和5年(2023年)4月から、個人の納税者にも馴染みの深い賦課税目での電子納付が実現することから、共通納税システムの利便性向上や、幅広い納税者を想定した周知・広報などを図っていくことが重要。
- 現状、以下のように、周知・広報を予定しているが、引き続きの取組が必要。
 - ・ 地方税共同機構が、広報資材(利用者向けのリーフレットや広報用動画等)を作成
 - ・ 地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納税者・利用者等に対し周知・広報
 - ・ 総務省からも、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を依頼

<広報資材(イメージ)>

リーフレット



広報用動画



広報用動画イメージ挿入部分
(例として既存の広報動画サムネイル)

電子納付に係る納税者等への周知・広報について(2)

- 納税者向けの広報については、令和4年度課税分との混乱を避けるために、令和5年3月1日以降、準備状況に応じて、順次開始する。
- 地方税統一QRコードに対応した金融機関等については、以下の方法で周知予定。
 - 金融機関【eLTAXホームページ】
 - ・ eLTAXホームページに掲載されている共通納税対応金融機関の一覧の利用可能チャネルの欄に、地方税統一QRコードに対応していることを示す区分を追加して表示。（令和5年4月以降、順次追加）
 - スマートフォン決済アプリ【地方税お支払サイト】
 - ・ 地方税共同機構が令和5年3月1日に開設する「地方税お支払サイト」へ、地方税統一QRコードに対応しているスマートフォン決済アプリを掲載。（令和5年4月以降、順次掲載）
- ※ 上記掲載ページのURL等をQRコード化し、納付書に記載する場合は、原符片又は領収証書片の裏面を除き印字不可。

＜表示イメージ＞

eLTAXホームページ
お問い合わせ | サイトマップ | 文字サイズ | 言語 | PCcheck (WEB版) | 印刷・ダウンロード

eLTAX
地方税お支払サイト
共通納税 | 電子申告 | 電子申請・届出 | サポート

共通納税

- 共通納税の概要
- 基本的な操作
- 共通納税対応金融機関

銀行

共通納税で利用可能なその他の金融機関一覧は下記をご覧ください。

- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 農業信用組合及び農業協同組合

アイコン一覧

金融機関一覧

金融機関名	金融機関コード	利用可能チャネル
〇〇銀行	0000	IB、ATM、D、 窓口 (QR)
△△銀行	0000	IB、D、 窓口 (QR)

地方税お支払サイト
お問合わせ | サイトマップ | 文字サイズ | 言語 | PCcheck (WEB版) | 印刷・ダウンロード

地方税お支払サイト
共通納税 | 電子申告 | 電子申請・届出 | サポート

地方税お支払いをより簡単・スムーズに！

いつでも、どこでも、地方税のお支払は「地方税お支払サイト」で。

今すぐお支払い

QRコードでお支払い

スマホまたはPCのブラウザで、お支払のQRコードを読み取ります。

納付用紙でお支払い

納付用紙に貼られたQRコードを読み取ります。

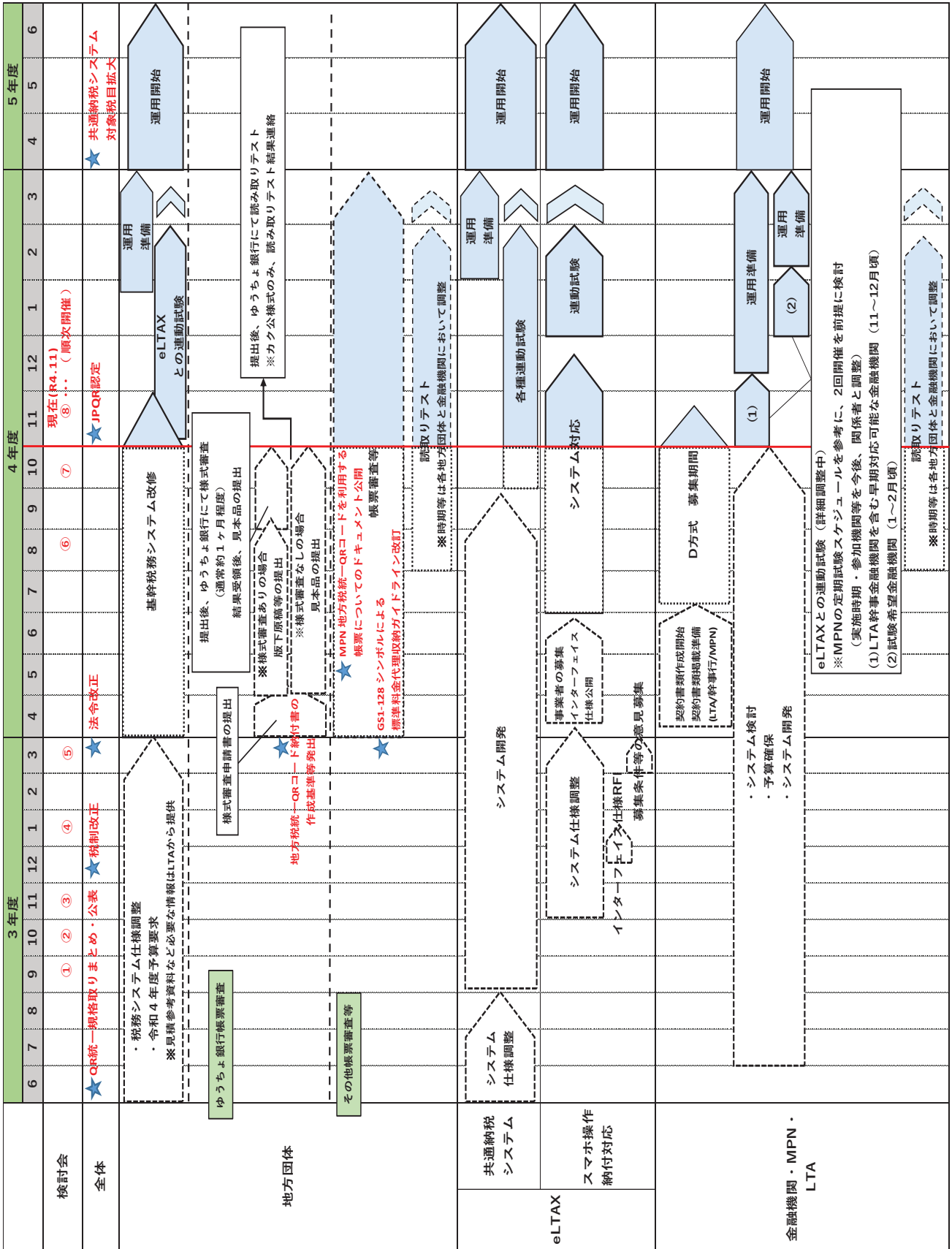
関連サービス

下記の関連サービスからも地方税をお支払いいただけます

・ Pay ・ Pay ・ Pay

今後のスケジュール(想定)

	3年度			4年度							5年度			
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
検討会														
全体	★QR統一規格取りまとめ・公表	①	②	③	④	⑤	★法令改正	⑥	⑦	⑧... (順次開催)			★共通納税システム 対象税目拡大	
地方団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務システム仕様調整 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹税務システム改修 ・ 令和4年度予算要求 ※見積参考資料など必要な情報はLTAから提供
eLTAX	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	システム開発	システム仕様調整	
金融機関・MIPN・LTA														



eLTAXとの運動試験 (詳細調整中)
 ※MIPNの定期試験スケジュールを参考に、2回開催を前提に検討
 (実施時期・参加機関等を今後、関係者と調整)
 (1)LTA幹事金融機関を含む早期対応可能な金融機関 (11~12月頃)
 (2)試験希望金融機関 (1~2月頃)

※時期等は各地方団体と金融機関において調整